		死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	$ \neg - $	労働 者規 模
12	11	木造 2 階建新築住宅建設において、前日の基礎コンクリート打設作業に続き、モルタルの敷均しを行うための準備作業中、仰向けの状態で倒れている被災者を発見、病院に搬送されたが、後日死亡したもの。型枠の高さは 1 4 5 センチメートル、型枠上には歩み板が敷かれており、被災者が発見された際には、歩み板が 1 枚被災者の身体の下にあり、保護帽は着用していなかった。		416	1	1~9
12	~ 15	RC4階建てビル解体工事現場において、被災者及び作業員2名の3名で内部解体作業を行っていたところ、2階作業床の端から誤って1階に墜落したもの。事故発生状況の目撃者はなく、廃材の回収に来たダンプトラックの運転手が発見し、救急搬送されたが、死亡確認されたもの。		416	1	30~ 49
8	8 ~ 9	木造平屋家屋の新築工事中に墜落災害が発生したもの。被災者を含む4人の労働者が垂木を屋根に上げる作業中に、梁と梁の間に架けられた3.61メートルの高さにあった歩み板の上で作業に従事していた被災者が、コンクリート造の基礎に墜落した。歩み板に手すり等の墜落防止措置はなく、被災者は安全帯をしていなかった。保護帽は飛来落下用のものを着用していた。	30202	416	1	1~9
7	12 ~ 13	ビル新築工事における土止め用H鋼の上部切断作業において、地上 1階から地下1階に通じるドライエリア下へ墜落した。 被災者は当該事業場の工務部に所属しており、災害発生日は工場の		416	1	1~9

7	~	屋根裏にて集塵機ダクト延長工事の事前準備作業を被災者一人で行っていた。被災者は作業中又は移動中に歩み板を踏み外し、更に踏み外した先の天井化粧ボードを踏み抜き約5.5m下の1階に墜落したもの。	10701	416	1	50~ 99
5	~	移動式クレーンを使用して、建物の3階の医療検査機器(キャスター付)を1階に降ろすため、被災者は後ろ向きに引っ張るように3階踊り場に移動させたところ、踊り場より鋼製搬器に積み込むために開放していた手すりの無い状態の踊り場端部より足を踏み外して、9.98m下のアスファルト地面に墜落した。		416	1	50~ 99
3	10 ~ 11	商業ビルの機械式駐車場の警備員が、車両の入庫誘導作業を行っていた際に、入庫者の求めに応じて、搬器奥にある車誘導ミラーの清掃を行おうとしたところ、搬器と躯体との間の隙間から約11メートル下の地下2階に墜落し、腹腔内臓器損傷により死亡したもの。	170201	416	1	1000 ~ 9999
1	12 ~ 13	集じん機の金属製ケーシングの製作中、同ケーシングの上に乗り、 同ケーシングに取り付けたフランジのボルト穴を拡げる作業を行っ ていた被災者が約2.5メートル下の床に墜落し、頭部を打ち、医 療機関に搬送されたが、翌日死亡した。	11209	416	1	10~ 29
1	18 ~ 19	荷積みに来た運送業者が構内のプラットホーム下に倒れている被災者を発見、救急搬送するも、翌日午前中死亡(死因:頭蓋骨骨折、急性硬膜下血腫)した。被災時の目撃者はおらず、被災者が出張から戻った以降の行動が不明であるが、次の出荷に向けプラットホーム上で人力による仕分け作業をしていたところ、プラットホーム端部から1.3m下に墜落したものと推定される。	40301	416	1	10~ 29
1	~	被災者は同僚と2名で2階建厩舎の2階から牧草ロールを屋外の地上に落とす作業を行っていた。災害発生時、両名は牧草ロールを押して転がし2階床面端部まで運搬したが、端部の扉の金具に引っかかり落ちなかった。そこで、被災者がロールの進行方向左側側面にとりつき、ロール後方から押している同僚と共にロールを細かく動	70101	416	1	30~ 49

│ │ │ かし地上に落としたところ、作業床端部に寄りすぎていた被災者が		
バランスを崩し2.95m下に転落した。		

出典:<u>https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx</u>(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206 07.html